

玉名市長 様

誓 約 書

玉名市さくらねこ無料不妊手術チケットの申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱を遵守します。
- 2 市内に住みついている飼い主のいない猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないように地域住民に周知を図り、飼い主がいないと判断できたものだけを保護します。
- 3 チケット及びチケット使用权の譲渡、転売、第三者への再々配分等は、行いません。
- 4 チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示します。
- 5 チケットを使用してTNR活動を行う場合、何人からも物品又は金銭を受け取りません。寄附金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用及び不妊手術以外の医療費（ワクチン、ノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関代若しくは高速代、タクシー代又はガソリン代）等を名目として金品を請求しません。
- 6 どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費額等）を行いません。
- 7 住宅密集地でTNR活動を行う場合は、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取組を行うよう努めます。
- 8 妊娠中の猫は、墮胎することに同意します。
- 9 希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。また、チケットの交付によって、猫の不妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承します。

(裏)

- 10 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は、不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。
- 11 不妊手術終了後は、速やかに玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書（様式第4号）を提出し、利用しなかったチケットは、返却します。
- 12 チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任を持って対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故、係争等について、市は、責任を負わないことを了承します。
- 13 不妊手術終了後も餌を与える場合は、次のことを守ります。
 - (1) 餌は、時間、場所及び対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片付けます。
 - (2) 猫のトイレを設置し、フンの回収及び清掃を行い、周辺の清潔を維持します
 - (3) 周辺からの苦情等に対しては、責任を持って対応します。
- 14 運営するホームページ（ない場合はSNS等）に、本事業について以下の定型文及びハイパーリンクを掲載します。
 - (1) 協働ボランティア用定型文
「(団体名等)」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している玉名市と協働してTNRを行いました。
どうぶつ基金が発行する「さくらねこTNR無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術費用については、全額どうぶつ基金が負担します（or負担しました。）。
 - (2) リンク先
<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>
- 15 以上のことが守られず、利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議を申し立てません。

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____